

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日)
当たるときは、その翌日

目 次

- ◇ 告 示 河川区域の指定(六件)
- ◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

告 示

鳥取県告示第三百七十四号

勝部川水系に係る二級河川勝部川について、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十一年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第三百七十五号

勝部川水系に係る二級河川日置川について、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十一年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第三百七十六号

千代川水系に係る一級河川大路川について、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十一年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第三百七十七号

千代川水系に係る一級河川野坂川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十一年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第三百七十八号

千代川水系に係る一級河川有富川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十一年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第三百七十九号

千代川水系に係る一級河川砂見川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十一年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十一年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党北条町支部	中本寛蔵	西村勝義	東伯郡北条町大字松神	政 党
藤井政雄後援会	河本 茂	井上零子	倉吉市上井町字源平田 三五三―五	その 他の 政治 団体
長谷川みのる後援会	永田卓夫	米井 悟	倉吉市大塚七五二	"
武部文後援会	徳沢義夫	松岡 治	鳥取市行徳は二二三	"
浜崎芳宏後援会	山根幸男	岩本章嗣	鳥取市川端四丁目二〇二	"